

オランダ株式ファンド

追加型投信/海外/株式





ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]

カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 2636 号

電話番号: 03 - 6691 - 2017

受付時間:営業日の午前9時~午後5時

ホームページ: https://www.carrera-am.co.jp/

当ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に記載しています。

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

本書は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。 ファンドの基準価額、販売会社などについては、上記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

	属性	区 分	
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般	年2回	欧州	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。 商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス https://www.toushin.or.jp/)でもご覧いただけます。

- この目論見書により行う「オランダ株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年7月12日に関東財務局長に提出しており、2024年7月13日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に 請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社名	カレラアセットマネジメント株式会社
設立年月日	2011年7月19日
資本金	1億6,240万円(2024年11月末日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	72,820百万円(2024年11月末日現在)



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主としてオランダの金融商品取引所に上場している株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色



主としてオランダの金融商品取引所に上場している企業または同国において主な事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、不動産投資信託証券等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。



外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に 対応することがあります。

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に 用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが主要投資対象とするオランダの企業の株式等には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

【ファンドの仕組み】

投資家(受益者)



解約代金等

販売会社



収益分配金 解約代金等



投資

損益

主としてオランダの 金融商品取引所に 上場している株式等 (他に、上記記載の 有価証券等)



主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該 比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

年2回(原則として毎年4月15日、10月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

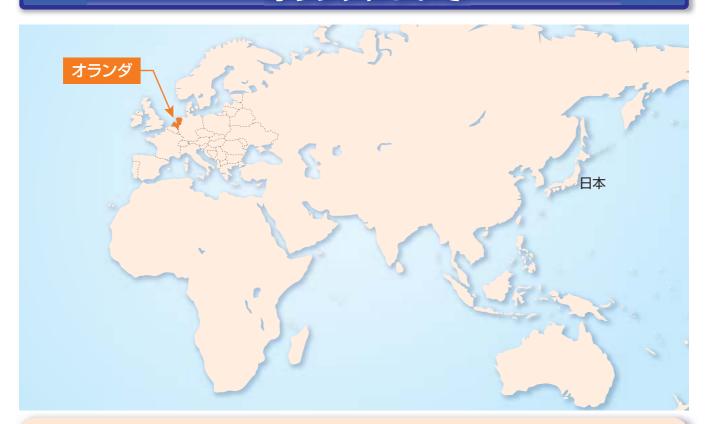
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、 必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。



- ※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ※ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

オランダについて



欧州の表玄関

国土の約4分の1が海抜0メートル以下であり、「低い土地」という意味の国名を持つ国である

面 積	41,864平方キロメートル(九州とほぼ同じ)
人	1,792万人(2024年、IMF)
首 都	アムステルダム
通 貨	ユーロ
G D P	約12,184億米ドル(2024年推定)
一人当たりGDP	約67,984米ドル(2024年推定)
総 貿 易 額 (2023年)	(1)輸出:8,471億ユーロ (2)輸入:7,139億ユーロ
主要貿易品(2023年)	(1)輸出:機械:輸送機器類、鉱物性燃料、化学製品等 (2)輸入:機械:輸送機器類、鉱物性燃料、化学製品等
主要貿易相手国(2023年)	(1)輸出ドイツ、ベルギー、英国、フランス、米国等 (2)輸入ドイツ、米国、ベルギー、中国、英国等

出所:外務省(2024年11月20日現在)、IMF(2024年10月見通し)



豊かな文化

- 世界的画家: レンブラント、フェルメール、ゴッホ
- 世界遺産:文化遺産12ヵ所、自然遺産1ヵ所 現在では、オランダ政府が特に推進している都市文化政策のひとつにデザイン・建築・ゲーム・ ダンスミュージック等の「クリエイティブセクター」がある。

出所: ユネスコ(2024年11月20日現在)

オランダの魅力

●高い国際競争力

国際競争カランキング

1位	スイス	6位	フィンランド	11位	ルクセンブルグ
2位	シンガポール	7位	ノルウェー	12位	アイルランド
3位	米国	8位	オーストラリア	13位	カナダ
4位	デンマーク	9位	スウェーデン	14位	ドイツ
5位	オランダ	10位	英国	15位	アイスランド

評価項目

政府・民間組織、インフラ、マクロの経済状況、教育・訓練、市場効率性、労働 市場の効率性、金融市場の発展・効率性、テクノロジー、市場規模、革新性等

出所:世界経済フォーラム 「国際競争力レポート2023」

●ICT立国

世界トップクラスのICTセクター

オランダでは数多くのICT関連の教育・研究機関が存在し、オランダで生み出されるイノベーションの70%がICT 関連に起因します。

• 通信インフラが整備され、高い生産性、効率性を実現したスマート・シティやスマート・アグリを構築「ICT」と「経営戦略」が一体となって、ビジネスの効率化、持続可能な生産システムを創造する。

※ICT:情報技術(IT)に通信(C)の重要性を加味した言葉で、海外では一般的に使われている

●欧州事業統括拠点

オランダ政府は、同国に欧州の事業拠点を置く企業に対して優遇税制措置を講じている。

オランダに欧州拠点を置く企業

シスコシステムズ(米国)、ナイキ(米国)、アステラス製薬、 デンソー、キヤノン、オムロン、ヤクルトなど

オランダの魅力

●世界有数のスマート・アグリ

スマート・アグリ

農業·園芸

+ -

最先端技術

ビジネス・物流

米国に次ぐ世界第2位の 農業生産物輸出額 オランダ経済の約10%を 生み出す農業・園芸セクター オランダ国民の約10%が 農業・園芸セクターで職を得ている

スマート・アグリを支えるクラスター

フードバレー

ワーヘニンゲン大学、TNO、TIFNなど世界的な食品関連研究機関が集まる。 品種改良から栽培技術、食品保存から加工法まで革新的な産学連携研究を強化。

シードバレー

オランダが世界に誇る育種・育苗分野の一大クラスター。フードバレーとも連携している。 先端技術を駆使して品質・安全性の向上に取組む。

●国家戦略

産官学連携の産業クラスター

バイオテクノロジーの2大サイエンスパーク

ライデン・バイオサイエンスパーク

欧州トップクラスのメディカル・バイオサイエンスパーク。オランダ最古のライデン大学の研究施設などがあり、ガン研究や難病対策の薬品開発における中央拠点となっている。 セントコア、ガラパゴス、日本からはアステラス製薬など多くの多国籍企業が研究拠点を置いている。

サイエンス・ポート・ホラント

バイオ、エネルギー、環境、ライフサイエンス分野における世界トップクラスの研究開発拠点。 デルフト工科大学、エラスムス大学、工業バイオの国際企業DSMが中核を成す。

●オランダの9大産業

オランダが強みを持つ9つの主要産業があります。官民一体となって、ビジネスインフラを整備、提供しており、世界中の企業が欧州の拠点として、オランダに投資しています。

Top Sectors オランダの9大産業

アグリフード

情報技術 I

化学

スマート・アグリを中心とした付加価値の高い 農産品の国際的サプライヤーを育成。 多くの有名IT企業が欧州拠点をオランダに 置き、先進的な研究や施設で世界をリードする。 多国籍企業アクゾノーベルなど化学関連企業 の研究開発拠点となっている。

ハイテクシステム

ライフサイエンス・ヘルス

クリエイティブ

半導体産業の完全バリューチェーンを保有し、世界トップの半導体関連企業ASMLなど多くのハイテク企業がある。

医療・バイオテクノロジー関連企業の研究・ 開発の拠点を置く。 デザイン、建築、ソフトウェア、ゲーム開発など の芸術分野を広く推進。

エネルギー

オランダは北海油田を有し、ロイヤル・ダッチ・シェルが本社を置く。

航空宇宙産業

ワールドクラスの物流インフラ、戦略的な立地、優遇税制、優秀な人材を有し、世界を代表する国際企業がオランダに拠点を置く。

フィンテック

フィンテックハブとして先端技術が集まって おり、アディエンなど業界のリーダー的存在 の企業がある。

出所:オランダ政府発表資料よりカレラAM作成(2024年11月20日現在)

経済状況

EU(欧州連合)のボーダーレスによる経済活性化

EU 経済圏の主要国として、構造改革の推進や規模・効率化をともなった安定成長を期待

ECB(欧州中央銀行)の金融政策正常化への期待

企業業績や消費者マインドの改善基調が継続。今後、設備投資や雇用の増加が期待できる

●経常黒字国

オランダは、大幅な経常黒字国であり、今後も経常収支の黒字が見込まれている。



オランダの株式市場について

ユーロネクスト・アムステルダム

| 所在 | アムステルダム | 主要株価指数 | AEX指数 | 時価総額 | 約1兆5,132億ユーロ | 上場企業数 | 126社

出所: ユーロネクスト(2024年10月末現在)

アムステルダム証券取引所は世界最古の証券取引所だったが、2000年9月より、パリ証券取引所、ブリュッセル証券取引所と合併し、ユーロネクストとなった。これにより、名称もユーロネクスト・アムステルダムへ改称された。2002年にリスボン証券取引所とロンドン金融先物取引所(LIFFE)が加入した。

外貨建て長期債格付けS&PAAAムーディーズAaaフィッチAAA

出所: 当社調べ(2024年11月20日現在)

●主要 ト場企業(例)

	(1/1)	
銘柄名	業種	企業内容
ASMLホールディング	半導体· 半導体 製造装置	世界的な半導体製造装置メーカー
アディエン	IT サービス	世界的なオンライン決済ソリューション会社
ハイネケン	食品· 飲料	ビールを主力製品とする世界的な飲料メーカー
アクゾノーベル	素材	塗料に強い世界的な特殊化学品メーカー

^{※「}主要上場企業(例)」はあくまでも参考のために掲載したものであり、個別企業の推奨を目的とする 出所:当社調べ(2024年11月20日現在)ものではありません。また、ファンドに組入れることを保証するものではありません。

基準価額の変動要因

当ファンドは、オランダの金融商品取引所に上場している企業または同国において主な事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、不動産投資信託証券など値動きのある有価証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

たたして土土間はの文功	2 1 3 1 3 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
株 式 の 価 格変 動 リ ス ク	当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
為替変動リスク	当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します(ただし、これに限定されるものではありません)。投資している通貨が円に対して強く (円安に) なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く (円高に) なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	当ファンドは、オランダの企業の株式等を主要投資対象とします。 海外の株式に投資する場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、 投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が 影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなる ことがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の 価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部 環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に 株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該 株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの 資 金 流 出 に 伴 う 基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。
資 金 移 動 に 係 る リ ス ク	当ファンドの主要投資対象国であるオランダの当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、 一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。
予 測 不 可 能 な 事 態 が 起 き た 場 合 等 に つ い て	その他予測不可能な事態 (天変地異、クーデター等) が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ■流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、市場環境が 急変した場合
- ・大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合
- ■収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

- ■運用部が投資方針、運用計画に基づくポートフォリオを構築し、投資政策委員会に上程します。
- ●委託会社では流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
- ■コンプライアンス・オフィサーが法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行い、内部監査室が内部管理体制等の適切性、有効性の検証を行います。
- 運用管理委員会において、資産運用状況の総合的な分析、検討および適切な施策を決定します。

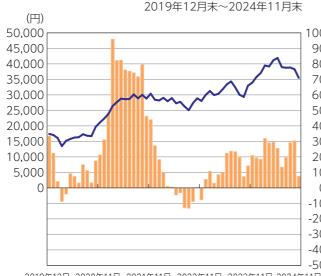
(参考情報)

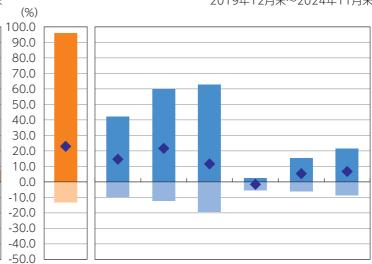
ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できる ように作成したものです。

2019年12月末~2024年11月末





2019年12月 2020年11月 2021年11月 2022年11月 2023年11月 2024年11月

当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

最大値

最小値

◆ 平均値

- 当ファンドの年間騰落率(右軸) → 分配金再投資基準価額(左軸)
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算 した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合が あります。
- *年間騰落率は、2019年12月から2024年11月までの各月末 における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- 当ファンド 日 本 株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 平均值 22.9 146 21.6 11.6 $\triangle 1.6$ 5.3 6.7 95.9 59.8 62.7 15.3 21.5 最大值 42.1 2.3 最小值 △13.2 $\triangle 9.5 \ \triangle 12.4 \$ $\triangle 19.4$ $\triangle 5.5$ △6.1 △8.8
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における直近1年間 の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。

最大値

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

最小値

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株 ··· MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式 会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.(に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額 をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は 同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で 発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式 会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負う ものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の 時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関する すべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券 市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する 商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

運用実績

(2024年11月29日現在)

基準価額・純資産の推移、分配の推移

■基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2013年4月23日)~2024年11月29日



基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	21,855円
純資産総額	1,601百万円

●分配の推移(1万口当たり、税引前)

2024年10月	200円
2024年 4月	300円
2023年10月	200円
2023年 4月	200円
2022年10月	200円
設定来累計	6,100円

主要な資産の状況

●資産配分

資産の種類組入比率株式93.57%債券0.00%現金・その他6.43%合計100.00%

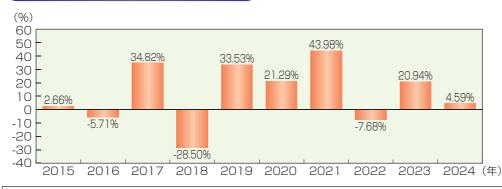
●組入上位10銘柄

		銘柄名	業種	組入比率
	1	ASML HOLDING NV	半導体·半導体製造装置	19.81%
	2	ING GROEP NV-CVA	金融サービス	14.80%
	3	SIGNIFY NV	資本財	7.72%
	4	ADYEN NV	ソフトウェア·サービス	6.82%
	5	DSM-FIRMENICH AG	素材	6.70%
	6	WOLTERS KLUWER	メディア·娯楽	6.24%
	7	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	生活必需品流通・小売り	6.17%
	8	PROSUS NV	一般消費財・サービス流通・小売り	6.02%
	9	AKZO NOBEL N.V.	素材	4.93%
	10	HEINEKEN NV	食品・飲料・タバコ	4.04%

●組入上位9業種

	業種	組入比率
1	半導体·半導体製造装置	20.66%
2	金融サービス	14.80%
3	資本財	13.91%
4	素材	11.64%
5	食品·飲料·タバコ	7.31%
6	ソフトウェア·サービス	6.82%
7	メディア·娯楽	6.24%
8	生活必需品流通・小売り	6.17%
9	一般消費財・サービス流通・小売り	6.02%

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※年間収益率は基準価額(税引前 分配金再投資ベース)をもとに 算出した騰落率です。
- ※2024年は1月1日から11月29日 までの収益率を表示しています。
- ※当ファンドにベンチマークはあり ません。
- ※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
- ※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、オランダの銀行または証券取引所の休業日に 該当する場合には、お申込みができません。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに 完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合が ありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2024年7月13日から2025年7月15日まで ただし、申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金請求には制限を 設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止 及び取消し	委託会社は、金融取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。
信託期間	2013年4月23日から2053年4月15日まで(信託設定日:2013年4月23日)
繰 上 償 還	受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
決 算 日	原則として、毎年4月15日、10月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。
収 益 分 配	委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 ※当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
公告	電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.carrera-am.co.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた 場合には、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月、10月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付運用報告書を交付します。また、運用報告書(全体版)は、電磁的方法により提供します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の 適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により 取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.0%)の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

・購入時手数料: 販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に<u>年1.6665%(税抜1.515%)</u>の率を乗じて得た額とします。当該費用は毎日計上され、毎決算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

·信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

運用管理費用(信託報酬)

当該ファンドの 純資産総額に対して		年率1.6665% (税抜1.515%)
	委託会社	年率0.7150%(税抜0.650%)
		資金の運用指図等の対価
内	販売会社	年率0.8800%(税抜0.800%)
訳		購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理
	受託会社	年率0.0715%(税抜0.065%)
		運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価

その他の費用・手 数 料

ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の作成、印刷および交付または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、信託財産に関する租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等。

※その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示する ことができません。

- ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
- ・監査費用:ファンド監査にかかる費用
- ・売買委託手数料:有価証券等の売買の際に支払う手数料
- ・保管費用: 資産を海外で保管する場合の費用

税 金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税 金
収益分配時	所得税*及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税*及び地方税	〈譲渡所得として課税〉 換金 (解約) 時及び償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・上記は2024年11月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」をご利用の場合
 - 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年4月16日~2024年10月15日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.83%	1.66%	0.17%

[※]対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。 ※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。 ※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。



